

認定こども園の需給調整に係る 特例措置及び目標設置数について

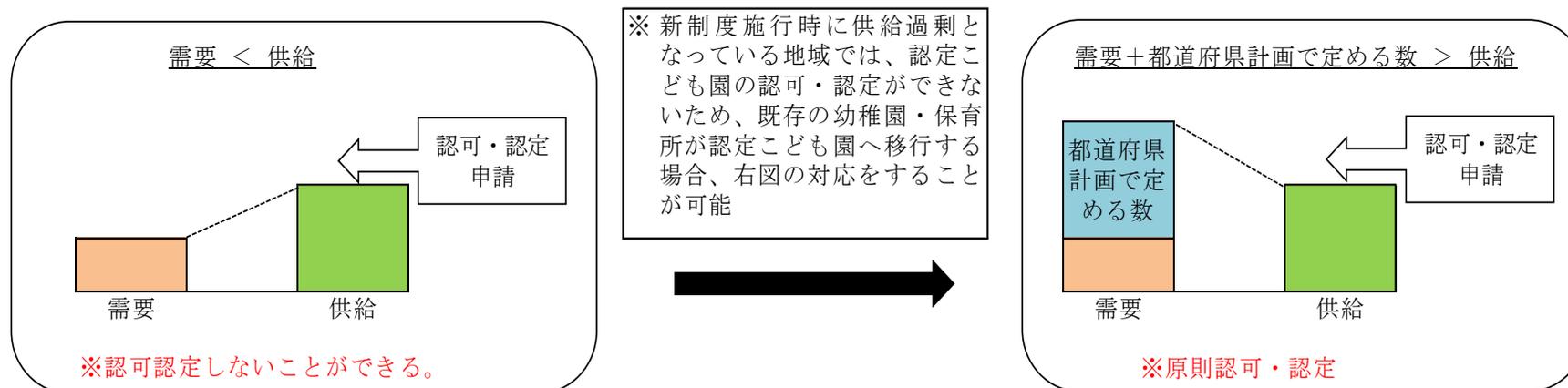
1. 幼稚園・保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整に係る特例措置

〈国基本指針 ～認定こども園に関する事項～〉

- ①子ども・子育て支援新制度では、計画に定める区域ごとの需要と供給の状況に応じて認可・認定する仕組みとなる。このため、新制度施行時に供給過剰となっている地域では認定こども園を設置することができないため、都道府県計画に一定に数を設定した上で、認可・認定をすることができる。
- ②都道府県計画に定める数は、認定こども園・幼稚園・保育所の利用状況、認定こども園への移行の希望に十分配慮し設定することが求められている。

〈参考〉

○認可・認定の仕組み



1. 認定こども園、幼稚園、保育所等の今後の利用状況

→ 別添「資料3-2」参照

2. 認定こども園への移行希望

→ 別添「資料3-3」参照

【論点1】：計画に定める数の設定にあたり、今後の認定こども園・幼稚園・保育所の利用状況をどのように反映させるか。

【論点2】：計画に定める数の設定にあたり、事業者の認定こども園への移行希望をどの程度反映させるか。

【論点3】：認定こども園への移行希望を持つ施設がない市町村への対応をどのようにするか。

- ○制度施行時に需給のバランスが取れおり、特例措置を適用しないと認定こども園の設置ができない市町村が存在する。
(※特に、1号認定については制度施行時に供給過剰となっている市町村が多く、特例措置を適用しない場合、保育所から認定こども園へ移行することができない。)

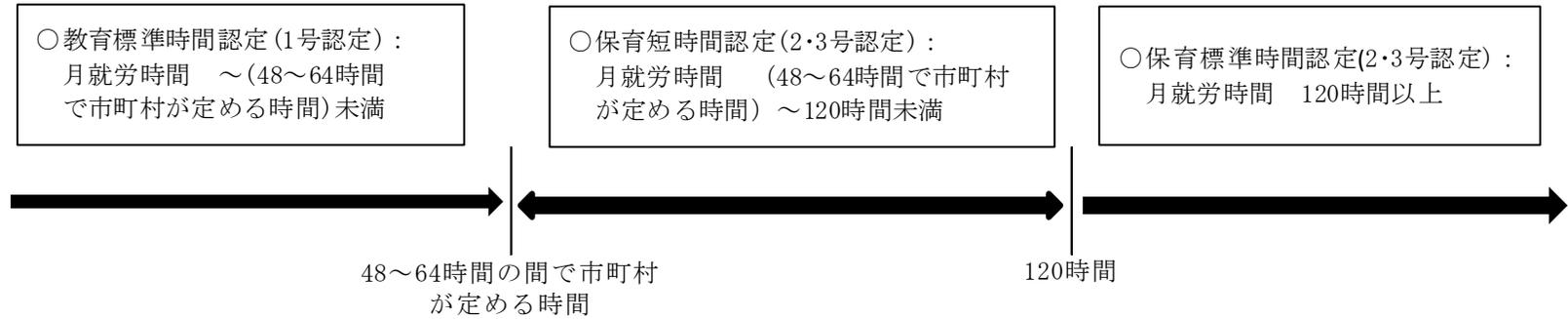
〈参考①〉

・H26.8 内閣府作成 自治体向け F A Q

質 問	回 答
<p>都道府県計画に一定の数を定める特例措置は、幼稚園、保育所等の利用状況や意向の希望などを踏まえて設定するとのことだが、事業者が希望する数を設定する必要があるか。</p>	<p>特例措置は、供給過剰地域においても既存の幼稚園、保育所が認定こども園への移行を希望する場合に認可・認定を行えるようにするものだが、この場合においても受給バランスは考慮すべき要素であり、事業者が希望したとしても実態とかけ離れた大きな定員数を設定することまでを求めたものではない。</p> <p>例えば、幼稚園からの移行の場合は、預かり保育との組み合わせにより幼稚園を利用している共働き家庭の子どもの数を目安として2号認定を設定することが考えられる。</p> <p>また、保育所からの移行の場合は、保育所を利用している子どもの保護者の就労時間数が、新制度における保育の必要性の認定を受ける下限の時間を下回っている人数を目安にして1号定員を設定することが考えられる。</p> <p>いずれにせよ、施設の利用実態、事業者の移行を踏まえつつ、地方版子ども・子育て会議等において議論を行っていただいた上で、都道府県計画に定める一定の数を定めてもらうことになる。</p>

〈参考②〉

- ・月の就労時間の認定区分



〈参考③〉

- ・県内市町村における保育認定にあたっての就労時間の下限設定状況 (H25. 11 調査結果)

	市町村数
64時間以上	4
60時間以上	1
56時間以上	1
48時間以上	3
設定なし。	10

【対応方法（案）】

○計画期間内（H27～31年度）において、需要が大きく変化することはないことから、今後の認定こども園・幼稚園・保育所の利用状況は考慮しないこととする。

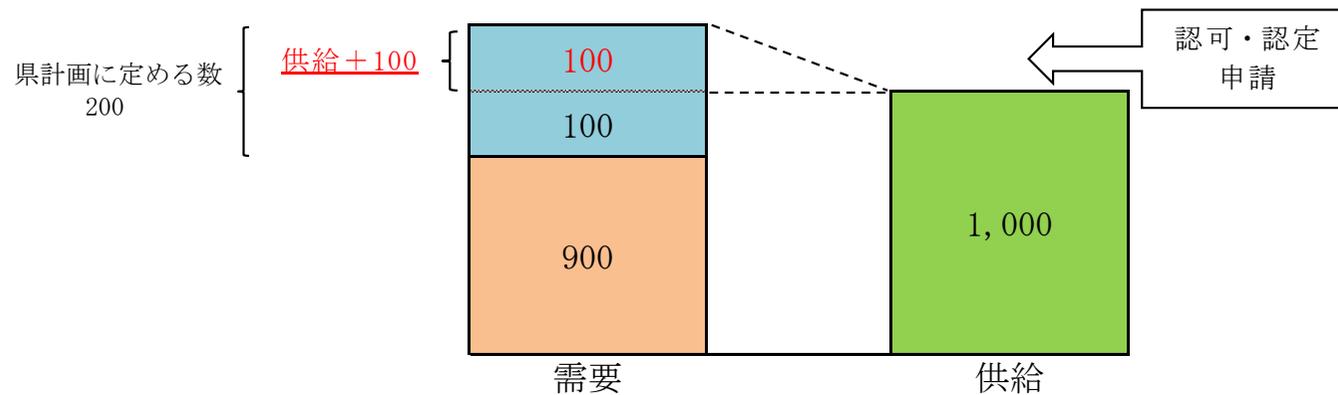
○その上で、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、移行を希望する全ての施設が移行できるよう、移行枠を設定する。

※移行枠は、毎年度実施する意向希望調査に基づき、見直しを行う。

○認定こども園への移行希望施設がない市町村については移行枠を設定しない。

《例》

- ・保育所が認定こども園へ移行する場合
- ・区域内の1号認定の需要900人、供給1,000人
- ・区域内で認定こども園へ移行したい施設は10施設、移行希望施設が設ける1号認定の定員は100人



2. 認定こども園の目標設置数

〈国基本指針 ～認定こども園に関する事項～〉

- ①現在の教育・保育の利用状況及び利用状況に沿って教育・保育施設の利用が可能となるよう、都道府県計画の設定区域ごとに、認定こども園の目標設置数及び設置時期を定めること。
- ②幼稚園・保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の事情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方を記載すること。
- ③幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設としての制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組むことが望ましい。

【論点1】：認定こども園の目標設置数及び設置時期をどのように定めるか。

- ○認定こども園への移行希望調査において、「移行希望有」と回答した施設の約76%が移行時期を平成28年度以降としており、今後の動向は不透明である。（※調査結果は現時点での意向であり、新たに移行希望を示す施設、移行希望を取り下げる施設が出てくる可能性がある。）

【対応（案）】

- 目標設置数は、認定こども園移行希望調査等を踏まえて決定する「需給調整に係る特例措置（都道府県が定める数）」を踏まえて設定することとしてはどうか。
- 計画策定時には、移行希望調査の結果を踏まえ、平成27年度移行を希望する施設数を目標値として設定することとしてはどうか。
- その上で、今後、各年度において実施する認定こども園移行希望調査を踏まえ、適時目標値を修正することとしてはどうか。

【論点2】：認定こども園への移行に必要な支援及び普及に係る基本的な考え方をどのように記載するか。

また、幼保連携型認定こども園について、その普及に取り組むこととするか。

→ ○認定こども園への移行を支援するため、既に補助事業が実施されている。

（参考）

・移行支援のための補助事業

①認定こども園整備事業 … 移行にあたっての施設整備（新設、修理、改造）に要する経費を補助

（※幼保連携型の幼稚園部分、幼稚園型の保育所機能部分、保育所型の幼稚園機能部分に限る。）

②認可化移行総合支援事業 … 認可保育所又は認定こども園への移行を希望する認可外保育施設に対して、移行にあつ

て必要となる経費を補助

（※認可化移行可能性調査支援、認可化移行助言指導、改修費等支援）

○認定こども園は類型により求められる「職員の資格」、「開園日・開所時間」が異なる。

○特に、職員について幼保連携型認定こども園では保育教諭（幼稚園教諭免許と保育士資格の併有者）の配置が必要なため、施設として、一方の資格・免許のみ有している者及び幼稚園免許状の更新講習を受講する必要がある者への対応が求められる。

※保育教諭の配置については、5年間の経過措置あり。

※一方の資格・免許のみを有する者については、取得していない方の資格・免許を取得するための特例措置及び受講費補助あり。

○幼稚園又は保育所が幼保連携型認定こども園へ移行した後、運営上等の問題から幼稚園、保育所へ戻ろうとすると、再度の認可を取得する必要がある。その際、需要と供給の関係から、同規模の定員を有する施設として認可を受けることができない可能性がある。

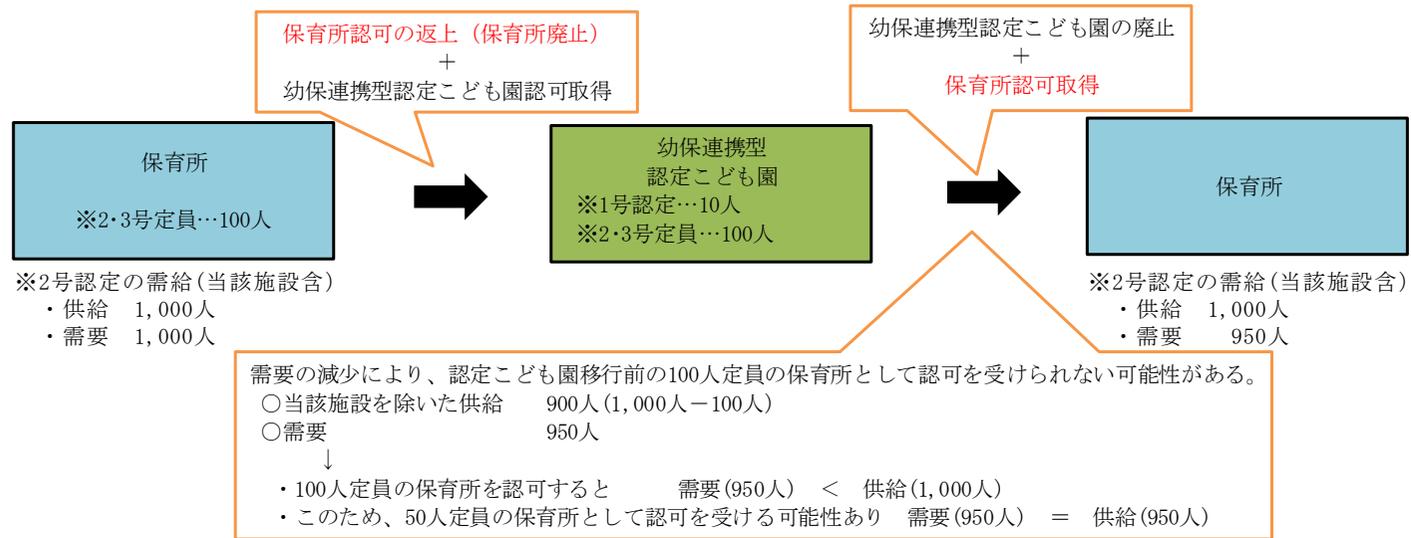
〈参考〉

①幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較（主なもの）

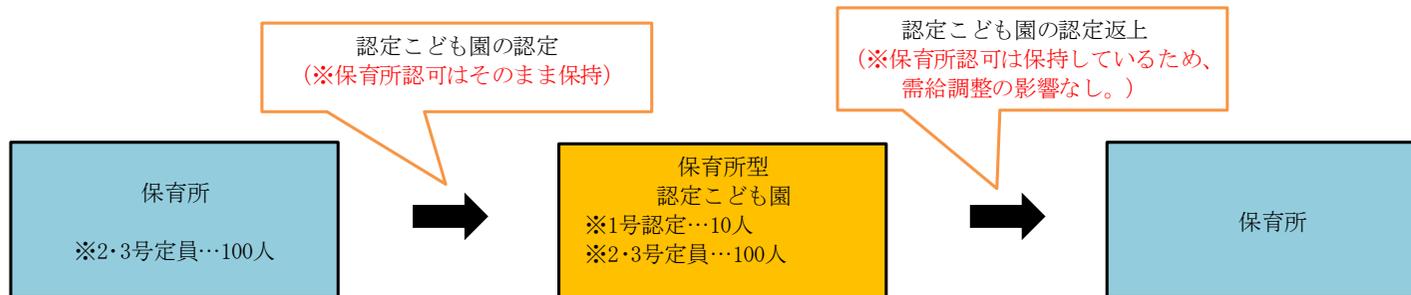
		幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
法的性格		学校＋児童福祉施設	学校 (幼稚園＋保育所機能)	児童福祉施設 (保育所＋幼稚園機能)	幼稚園機能＋保育所機能
職員の性格	3歳以上	保育教諭 (幼稚園教諭＋保育士資格)	両方の免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可	両方の免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 (※2号認定子どもに対する保育に従事する場合は保育士資格が必要)	両方の免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可
	3歳未満		保育士資格	保育士資格	保育士資格
開園日・開園時間		11時間開園、土曜日が開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日が開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

②保育所が認定こども園へ移行し、その後、保育所へ戻る場合の認可・認定

《ケース1（保育所→幼保連携型認定こども園→保育所）》



《ケース2（保育所→保育所型認定こども園→保育所）》



【対応（案）】

- 認定こども園への移行に必要な支援については、移行を希望する施設が、既存の補助制度等を円滑に活用し認定こども園へ移行できるよう、計画に記載することとしてはどうか。
- また、認定こども園の認可・認定権者として、移行を希望する施設、市町村からの相談等に適切に対応する旨を計画に記載することとしてはどうか。
- 普及に係る基本的な考え方としては、移行を希望する施設が円滑に移行できるよう、「需給調整に係る特例措置（都道府県が定める数）」の適切な運用を図る旨を記載することとしてはどうか。
- なお、認定こども園のどの類型に移行するかは、各市町村及び各施設の判断に委ねられるべきものであることから、幼保連携型認定こども園の普及の取り組みについては、計画に記載しないこととしてはどうか。